

西宮市危険木伐採等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅等への倒木被害から人命及び財産を保護するため、市内の危険木の伐採、撤去及び処分(以下「伐採等」という。)を行う者に対し、補助金を交付することについて、「補助金等の取り扱いに関する規則(昭和57年西宮市規則第81号)」に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「危険木」とは、森林法(昭和26年法律第249号)第5条に規定する地域森林計画の対象森林内に存する胸高直径が20cm以上かつ樹高が5m以上の立木で、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 倒木により住宅に被害を与える恐れのあるもの。
- (2) 倒木により通行の支障となる恐れのあるもの。
- (3) その他市長が特別に認めるもの。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、第1号及び第2号のどちらにも該当する場合(生計同一者が該当する場合を含む。)は、対象外とする。

- (1) 危険木を所有する者
 - (2) 危険木が倒れることで住宅に直接的な被害を受ける恐れのある者
 - (3) 危険木が倒れることで人命への被害や通行の支障が生じる恐れのある道路が存する地域の地元自治会長等
- 2 補助対象者は、危険木を所有する者から危険木の伐採等を行う承諾を得なければならない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる費用とする。

- (1) 危険木の伐採等に要する経費
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、20万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、1人(生計同一者を含む。)につき同一年度において1回限りとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、速やかに補助対象の危険木の調査を行い、補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助対象者にその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、交付決定に係る危険木の処分が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第4号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第10条 前条の確定通知書を受けた補助対象者は、補助金請求書(様式第5号)により市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部を返還させるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。